

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ－１－４ 一般的な監督事務</p> <p>(１)～(３) [略]</p> <p>(４) 無登録業者等に係る対応について 無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>① [略]</p> <p>② 無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合 直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行い、次により対応する。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 無登録で金融商品取引業を行っているとはまでは認めら</p>	<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ－１－４ 一般的な監督事務</p> <p>(１)～(３) [略]</p> <p>(４) 無登録業者等に係る対応について 無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>① [略]</p> <p>② 無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合 直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行い、次により対応する。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 無登録で金融商品取引業を行っているとはまでは認めら</p>

改正案	現 行
<p>れないものの、金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結について勧誘を行っているとは認められる場合は、別紙様式Ⅱ－４に代えて、<u>別紙様式Ⅱ－12</u>により、警告を行うこととする。</p> <p>(注) [略]</p> <p>③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合 別紙様式Ⅱ－４又は<u>Ⅱ－12</u>による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>④ [略]</p>	<p>れないものの、金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結について勧誘を行っているとは認められる場合は、別紙様式Ⅱ－４に代えて、<u>別紙様式Ⅱ－13</u>により、警告を行うこととする。</p> <p>(注) [略]</p> <p>③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合 別紙様式Ⅱ－４又は<u>Ⅱ－13</u>による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>④ [略]</p>
<p>Ⅱ－１－５ 監督部局間の連携</p> <p>(１) [略]</p> <p>(２) 管轄財務局長との連絡調整 <u>(削除)</u></p> <p>①～④ [略]</p>	<p>Ⅱ－１－５ 監督部局間の連携</p> <p>(１) [略]</p> <p>(２) 管轄財務局長との連絡調整</p> <p>① <u>金融庁長官又は財務局長は、他の財務局長が管轄する区域における金融商品取引業者の営業所の設置、位置の変更、名称の変更、廃止、業務の休止及び再開に係る届出書を受理した場合は、その写しを当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。</u></p> <p>②～⑤ [略]</p>

改正案	現 行
<p>Ⅱ－１－７ 内部委任</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 金融庁長官への報告 財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。</p> <p>① [略] <u>(削除)</u></p> <p>② 財務局長は、事故確認に関する事務（金商法第 39 条第 3 項ただし書）について、<u>別紙様式Ⅱ－７</u>（確認事務処理状況報告書）により半期ごとに取りまとめ、各半期末の翌月 15 日までに金融庁長官へ報告すること。</p> <p><u>③～⑨</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 留意点 登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ－１－７（１）①、③、④、⑧及び⑪から⑬まで、<u>（２）③及び⑧、</u></p>	<p>Ⅱ－１－７ 内部委任</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 金融庁長官への報告 財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。</p> <p>① [略]</p> <p>② <u>財務局長は、各四半期末現在における主要株主（金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する主要株主をいう。）の状況について、別紙様式Ⅱ－７により各四半期末の翌月 20 日までに金融庁長官へ報告すること。</u></p> <p>③ 財務局長は、事故確認に関する事務（金商法第 39 条第 3 項ただし書）について、<u>別紙様式Ⅱ－８</u>（確認事務処理状況報告書）により半期ごとに取りまとめ、各半期末の翌月 15 日までに金融庁長官へ報告すること。</p> <p><u>④～⑩</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 留意点 登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ－１－７（１）①、③、④、⑧及び⑪から⑬まで、<u>（２）②、④及び</u></p>

改正案	現 行
<p>(3) ②、③及び⑤は適用しない。</p>	<p><u>⑨</u>、(3) ②、③及び⑤は適用しない。</p>
<p>Ⅱ－2 相談・苦情等への対応</p>	<p>Ⅱ－2 相談・苦情等への対応</p>
<p>(1) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(2) 情報の蓄積 各財務局においては、金融商品取引業者等に関する相談・苦情等のうち、金融商品取引業者等に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録（別紙様式Ⅱ－8）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。</p>	<p>(2) 情報の蓄積 各財務局においては、金融商品取引業者等に関する相談・苦情等のうち、金融商品取引業者等に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録（別紙様式Ⅱ－9）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。</p>
<p>(3) [略]</p>	<p>(3) [略]</p>
<p>Ⅱ－3 法令解釈等外部からの照会への対応</p>	<p>Ⅱ－3 法令解釈等外部からの照会への対応</p>
<p>Ⅱ－3－1 法令照会</p>	<p>Ⅱ－3－1 法令照会</p>
<p>(1) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(2) 照会に対する回答方法 ① [略]</p>	<p>(2) 照会に対する回答方法 ① [略]</p>

改正案	現 行
<p>② 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(別紙様式Ⅱ-9)を作成し、金融庁担当課室と電子メール等により協議するものとする。</p> <p>③ [略]</p> <p>④ 上記③に該当するもの以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接箋」(別紙様式Ⅱ-10)を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課室又は財務局担当課室の企画担当係に保存するものとする。</p> <p>⑤ [略]</p>	<p>② 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(別紙様式Ⅱ-10)を作成し、金融庁担当課室と電子メール等により協議するものとする。</p> <p>③ [略]</p> <p>④ 上記③に該当するもの以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接箋」(別紙様式Ⅱ-11)を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課室又は財務局担当課室の企画担当係に保存するものとする。</p> <p>⑤ [略]</p>
<p>Ⅱ-5 行政処分を行う際の留意点</p>	<p>Ⅱ-5 行政処分を行う際の留意点</p>
<p>Ⅱ-5-1 検査結果等への対応</p>	<p>Ⅱ-5-1 検査結果等への対応</p>
<p>(1) 検査結果への対応</p> <p>検査部局が実施した金融商品取引業者等に対する検査については、以下のとおり、その結果を監督業務に適切に反映させることとする。</p> <p>① 検査報告書において指摘のあった法令に抵触する行為、その他金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況、登録金融機関の業務の運営に関し、公益又は投資者保護の観点から問題のある行為又は状況、及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ相当と認められる場合には、金融商品取引業者等に対し、当該報告書</p>	<p>(1) 検査結果への対応</p> <p>検査部局が実施した金融商品取引業者等に対する検査については、以下のとおり、その結果を監督業務に適切に反映させることとする。</p> <p>① 検査報告書において指摘のあった法令に抵触する行為、その他金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況、登録金融機関の業務の運営に関し、公益又は投資者保護の観点から問題のある行為又は状況、及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ相当と認められる場合には、金融商品取引業者等に対し、当該報告書</p>

改正案	現 行
<p>で指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1ヵ月以内（必要に応じ、項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、金商法第56条の2第1項の規定に基づき命ずるものとする。</p> <p>また、合併等によりシステム統合等を予定している金融商品取引業者等において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）等についても、同項の規定に基づき報告書の提出を命ずるものとする。</p> <p>上記の報告書の提出命令は、<u>別紙様式Ⅱ-11</u>により行うものとする。</p> <p>②～④ [略]</p>	<p>で指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1ヵ月以内（必要に応じ、項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、金商法第56条の2第1項の規定に基づき命ずるものとする。</p> <p>また、合併等によりシステム統合等を予定している金融商品取引業者等において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）等についても、同項の規定に基づき報告書の提出を命ずるものとする。</p> <p>上記の報告書の提出命令は、<u>別紙様式Ⅱ-12</u>により行うものとする。</p> <p>②～④ [略]</p>
<p>Ⅱ-6 準用</p> <p>(1) 適格機関投資家等特例業務等、海外投資家等特例業務又は移行期間特例業務を行う者への準用</p> <p>適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号。以下、Ⅵ-2-</p>	<p>Ⅱ-6 準用</p> <p>(1) 適格機関投資家等特例業務等、海外投資家等特例業務又は移行期間特例業務を行う者への準用</p> <p>適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号。以下、Ⅵ-2-</p>

改正案	現 行
<p>11-1を除いて「改正法」という。)附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)、海外投資家等特例業務(金商法第63条の8第1項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下同じ。)、移行期間特例業務(金商法附則第3条の3第5項に規定する移行期間特例業務をいう。以下同じ。)又は金商法附則第3条の3第7項に規定する行為に係る業務(移行期間特例業務と併せて、以下「移行期間特例業務等」という。)を行う者に係る事務処理については、II-1-4(2)から(4)まで、II-1-5(1)、II-1-7(1)⑥及び⑩、(2)②、II-1-8、II-2、II-3、II-4並びにII-5の各規定に準ずるものとするほか、II-1-7(3)に規定する財務事務所長等への再委任については、以下の事項を再委任事項と読み替えて適用するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>(2) 金融商品仲介業者への準用</p> <p>金融商品仲介業者に係る事務処理については、II-1-4(3)及び(4)、II-1-7、II-1-8、II-2、II-3、II-4並びにII-5の各規定に、金融商品仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長との連絡調整については、<u>II-1-5(2)①</u>の規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p>	<p>11-1を除いて「改正法」という。)附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)、海外投資家等特例業務(金商法第63条の8第1項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下同じ。)、移行期間特例業務(金商法附則第3条の3第5項に規定する移行期間特例業務をいう。以下同じ。)又は金商法附則第3条の3第7項に規定する行為に係る業務(移行期間特例業務と併せて、以下「移行期間特例業務等」という。)を行う者に係る事務処理については、II-1-4(2)から(4)まで、II-1-5(1)、II-1-7(1)⑥及び⑩、(2)③、II-1-8、II-2、II-3、II-4並びにII-5の各規定に準ずるものとするほか、II-1-7(3)に規定する財務事務所長等への再委任については、以下の事項を再委任事項と読み替えて適用するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>(2) 金融商品仲介業者への準用</p> <p>金融商品仲介業者に係る事務処理については、II-1-4(3)及び(4)、II-1-7、II-1-8、II-2、II-3、II-4並びにII-5の各規定に、金融商品仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長との連絡調整については、<u>II-1-5(2)①及び②</u>の規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>①・② [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 商品投資販売業者への準用 商品投資販売業者に係る商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく事務処理については、<u>Ⅱ－１－５(１)及び(２)①</u>、Ⅱ－１－６、Ⅱ－１－７(１)、Ⅱ－１－８、Ⅱ－２、Ⅱ－３、Ⅱ－４並びにⅡ－５(Ⅱ－５－９(１)を除く。)に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－４ 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－４－１ 登録</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 体制審査の項目 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29</p>	<p>①・② [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 商品投資販売業者への準用 商品投資販売業者に係る商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく事務処理については、<u>Ⅱ－１－５(１)及び(２)②</u>、Ⅱ－１－６、Ⅱ－１－７(１)、Ⅱ－１－８、Ⅱ－２、Ⅱ－３、Ⅱ－４並びにⅡ－５(Ⅱ－５－９(１)を除く。)に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－４ 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－４－１ 登録</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 体制審査の項目 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29</p>

改正案	現 行
<p>条の4第1項第1号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</p> <p>① [略]</p> <p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. [略]</p> <p>ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</p> <p>ホ. [略]</p>	<p>条の4第1項第1号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</p> <p>① [略]</p> <p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. [略]</p> <p>ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</p> <p>ホ. [略]</p>
<p>IV-4-2 承認及び届出等</p>	<p>IV-4-2 承認及び届出等</p>
<p>IV-4-2-1 私設取引システムを運営する業務の認可及び登録</p>	<p>IV-4-2-1 私設取引システムを運営する業務の認可及び登録</p>

改正案	現 行
<p>私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、原則認可制となっている。一方、金商法第30条第1項各号に掲げる有価証券のみを取り扱う私設取引システムであって取引量が金商法施行令第15条の10の11に規定する売買高基準以下のものを運営する業務については、金商法第30条第1項ただし書により認可を要さず、登録により参入可能とされた。認可又は登録については、以下の留意事項を踏まえてそれぞれ検討することが必要である。</p> <p>① [略]</p> <p>② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 内部管理</p> <p>当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p> <p>a. ～d. [略]</p> <p>e. <u>金商法施行令第7条第5項第2号ロ（2）</u>に規定する要件を満たす措置を講じる場合は、金商業等府令第17条第14号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。</p> <p>f. ～h. [略]</p> <p>ロ. ～ニ. [略]</p> <p>③～⑤ [略]</p>	<p>私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、原則認可制となっている。一方、金商法第30条第1項各号に掲げる有価証券のみを取り扱う私設取引システムであって取引量が金商法施行令第15条の10の11に規定する売買高基準以下のものを運営する業務については、金商法第30条第1項ただし書により認可を要さず、登録により参入可能とされた。認可又は登録については、以下の留意事項を踏まえてそれぞれ検討することが必要である。</p> <p>① [略]</p> <p>② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 内部管理</p> <p>当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p> <p>a. ～d. [略]</p> <p>e. <u>金商法施行令第6条の2第2項第2号ロ（2）</u>に規定する要件を満たす措置を講じる場合は、金商業等府令第17条第14号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。</p> <p>f. ～h. [略]</p> <p>ロ. ～ニ. [略]</p> <p>③～⑤ [略]</p>

改正案	現 行
<p>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3-1 登録</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</p> <p>① [略]</p> <p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. [略]</p> <p>ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しく</p>	<p>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3-1 登録</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</p> <p>① [略]</p> <p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. [略]</p> <p>ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しく</p>

改正案	現 行
<p>は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</p>	<p>は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</p>
<p>ホ. [略]</p>	<p>ホ. [略]</p>
<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</p>	<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</p>
<p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p>	<p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p>
<p>VI-3-1 登録</p>	<p>VI-3-1 登録</p>
<p>VI-3-1-1 投資運用業</p>	<p>VI-3-1-1 投資運用業</p>
<p>（1）体制審査の項目</p>	<p>（1）体制審査の項目</p>
<p>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</p>	<p>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</p>
<p>① [略]</p>	<p>① [略]</p>
<p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業</p>	<p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業</p>

改正案	現 行
<p>務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. [略]</p> <p>ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</p> <p>ホ. [略]</p>	<p>務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. [略]</p> <p>ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</p> <p>ホ. [略]</p>
<p>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</p>	<p>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</p>
<p>VII-3 諸手続（投資助言・代理業）</p>	<p>VII-3 諸手続（投資助言・代理業）</p>
<p>VII-3-1 登録</p>	<p>VII-3-1 登録</p>
<p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者</p>	<p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者</p>

改正案	現 行
<p>であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</p> <p>(注) [略]</p> <p>① [略]</p> <p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ~ハ. [略]</p> <p>ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項の規定を除く。)若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと。</p> <p>ホ. [略]</p> <p>XII. 監督上の評価項目と諸手続(証券金融会社)</p> <p>XII-3 諸手続(証券金融会社)</p> <p>XII-3-1 免許の審査基準</p>	<p>であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。</p> <p>(注) [略]</p> <p>① [略]</p> <p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ~ハ. [略]</p> <p>ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと。</p> <p>ホ. [略]</p> <p>XII. 監督上の評価項目と諸手続(証券金融会社)</p> <p>XII-3 諸手続(証券金融会社)</p> <p>XII-3-1 免許の審査基準</p>

改正案	現行
<p>(1) 人的構成</p> <p>金商法第 156 条の 25 第 1 項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、証券金融会社としての社会的信用を損なうおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. [略]</p> <p>ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</p> <p>ホ. [略]</p>	<p>(1) 人的構成</p> <p>金商法第 156 条の 25 第 1 項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、証券金融会社としての社会的信用を損なうおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. [略]</p> <p>ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</p> <p>ホ. [略]</p>

改 正 案	現 行
<p>(別紙様式Ⅱ-9) (日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">連 絡 箋</p> <p>[略]</p>	<p>(別紙様式Ⅱ-10) (日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">連 絡 箋</p> <p>[略]</p>
<p>(別紙様式Ⅱ-10) (日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">応 接 箋</p> <p>[略]</p>	<p>(別紙様式Ⅱ-11) (日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">応 接 箋</p> <p>[略]</p>
<p>(別紙様式Ⅱ-11) (日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号) (代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>[略]</p>	<p>(別紙様式Ⅱ-12) (日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号) (代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>[略]</p>
<p>(別紙様式Ⅱ-12) (日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者ではないにもかかわらず、金融商品取引業を行う旨の表示等を行う者に対する警告書(案)</p> <p>[略]</p>	<p>(別紙様式Ⅱ-13) (日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者ではないにもかかわらず、金融商品取引業を行う旨の表示等を行う者に対する警告書(案)</p> <p>[略]</p>